

患者の皆様へ

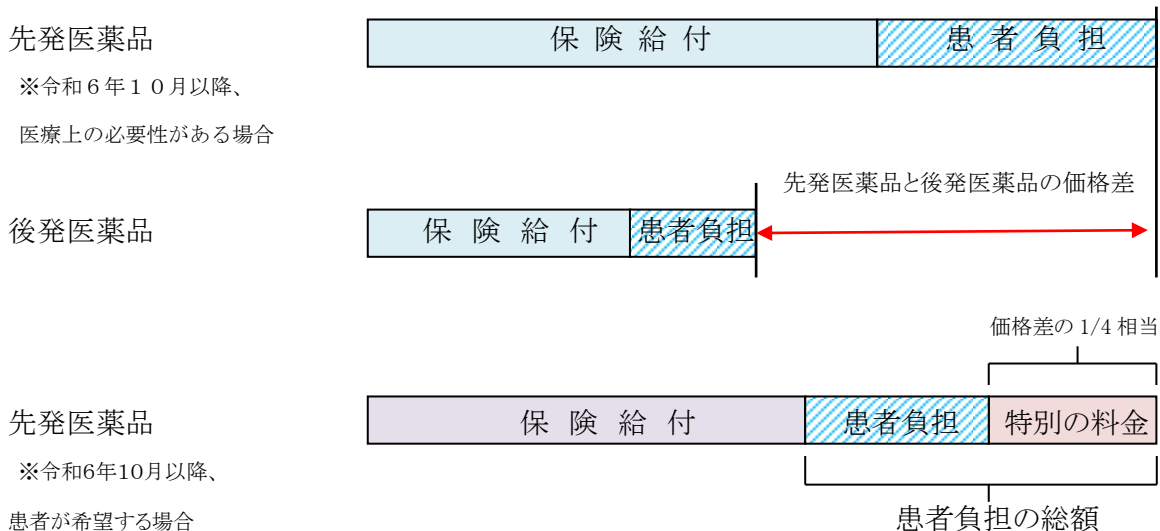
令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、
先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。
例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



- ※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
- ※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。
- 詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。
- ※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
- ※薬剤料以外の費用(診療・調剤の費用)はこれまでと変わりません。